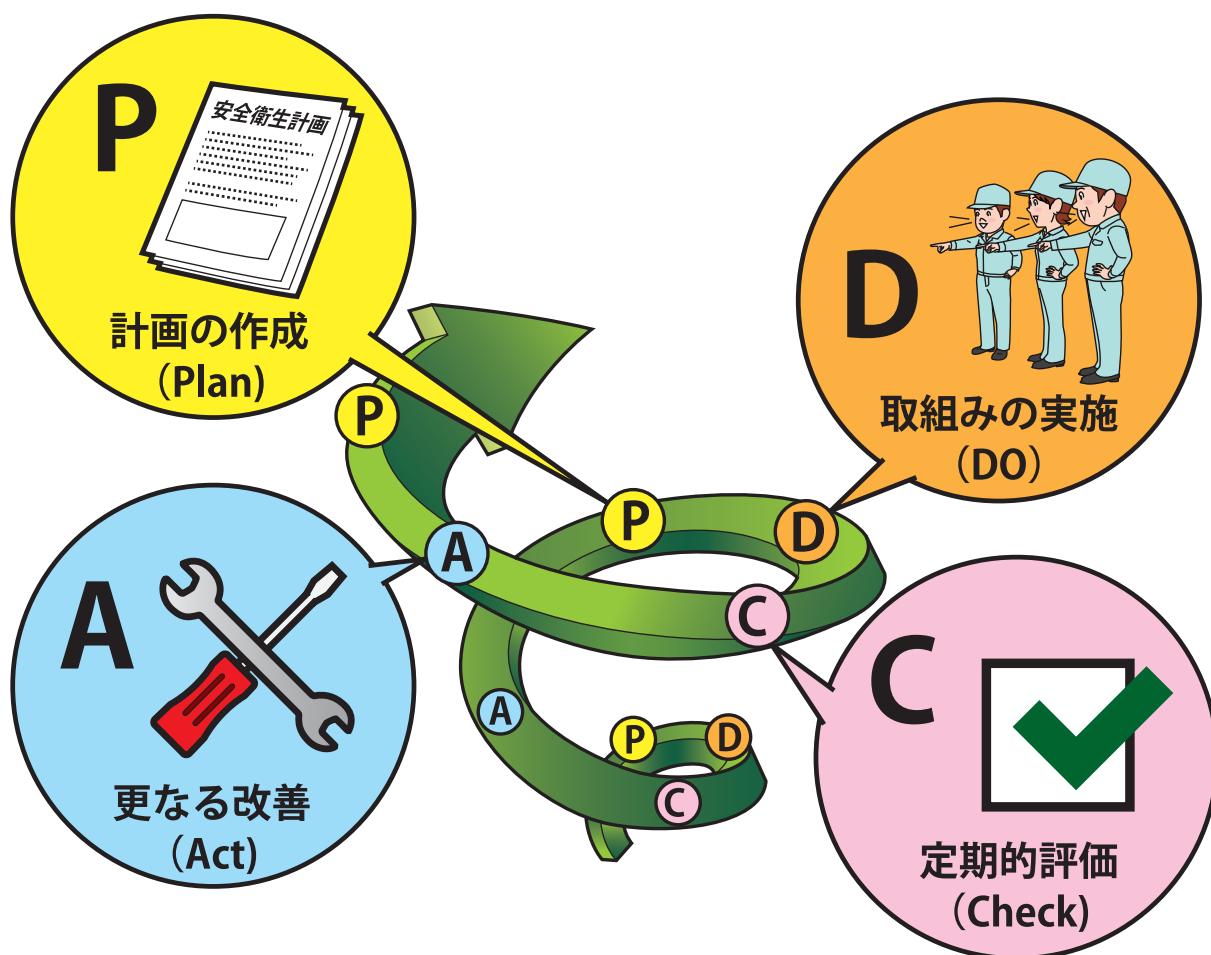


厚生労働省OSHMS指針が改正されました(令和元年7月1日適用)

労働安全衛生 マネジメントシステム

(略称 **OSHMS**) OSHMSで
職場の安全衛生活動を組織的&効果的に!

スパイラルアップで安全衛生水準を引き上げよう



目次

1. OSHMSの目的
2. OSHMSの特徴
3. OSHMSの効果
4. OSHMS指針改正のポイント
5. OSHMS指針と解説
6. OSHMS指針とJIS Q 45100との関係

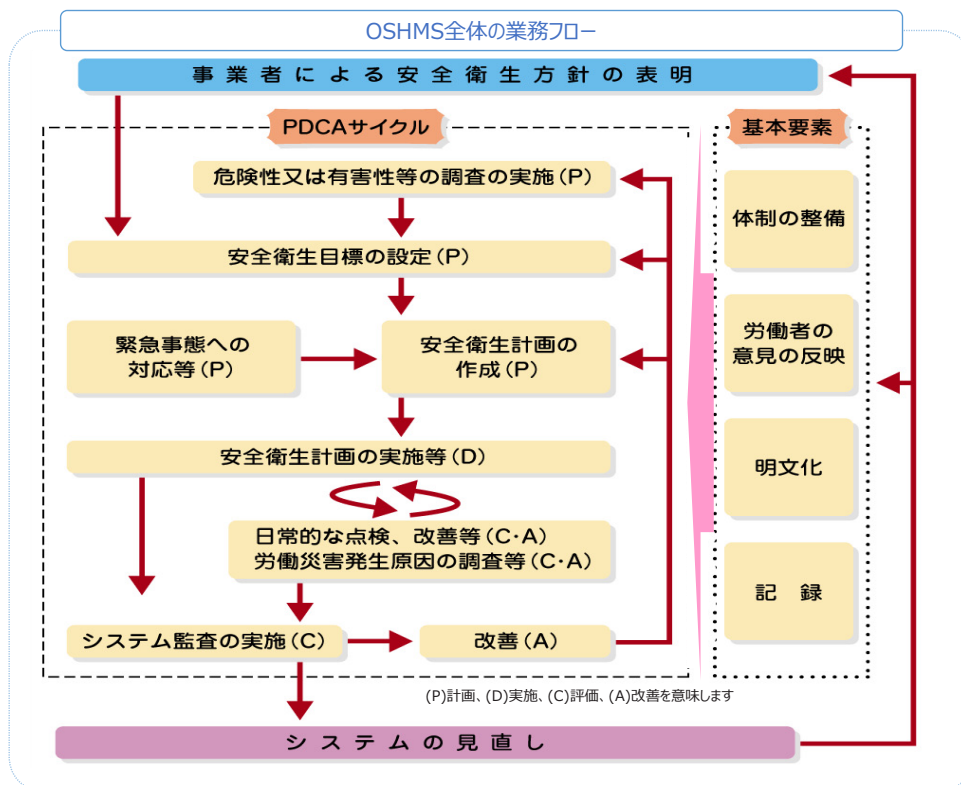
1. OSHMSの目的

事業場では労働安全衛生法令や企業の自主的な取組に基づく様々な安全衛生活動が行われています。

OSHMSは、これらの法令や自主的な活動を組織的かつ体系的に運用管理するための仕組みです。OSHMSの中心であるPDCAサイクルで、事業場の安全衛生水準の向上に継続的に取り組むことによって、労働災害の防止のみならず、働く人すべてが健康で安全が確保できる職場の形成を目指します。

2. OSHMSの特徴

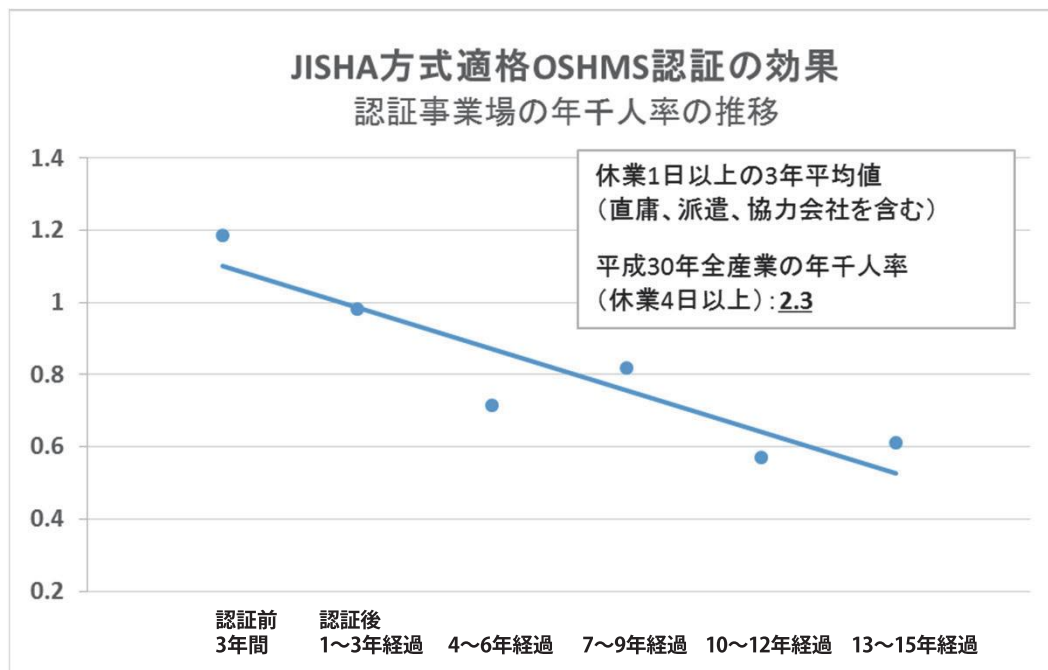
- (1) 経営トップが安全衛生方針を表明することで、事業運営と一体となって運用できます。
- (2) 労働者の意見を OSHMS に反映することで、組織的に取り組むことができます。
- (3) OSHMS には、計画 (Plan) – 実施 (Do) – 評価 (Check) – 改善 (Act) が組み込まれており、PDCA サイクルが回る仕組みとなっています。
- (4) 明文化、記録化により、安全衛生活動を確実に実施し、ノウハウを継承できます。
- (5) 危険性又は有害性の調査 (リスクアセスメント) 及びその結果に基づく措置の実施により、災害を起こす前の予防的管理が可能になります。



3. OSHMS の効果

(1) OSHMS 導入により労働災害が減少

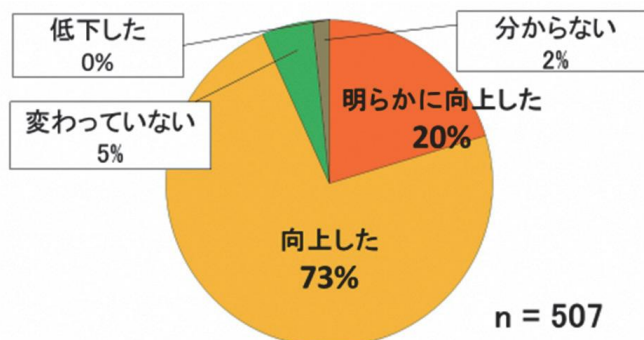
下図は JISHA 方式適格 OSHMS 認証（16 ページ参照）を取得した事業場（延べ 1,140 事業場）の年千人率（休業 1 日以上）[※]の推移を示したものです。認証を更新するたびに労働災害が減少する傾向が見られており、認証後 13～15 年 OSHMS を運用している事業場の千人率（休業 1 日以上）は、全産業の千人率（休業 4 日以上）の 5 分の 1 となっています。



※千人率とは、1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示す。
 $1 \text{ 年間の死傷者数} / 1 \text{ 年間の平均労働者数} \times 1000$

(2) 導入後は安全衛生水準が向上

また平成 29 年に中央労働災害防止協会および製造業安全対策官民協議会が行ったアンケート調査結果によると、OSHMS を導入した後に、安全衛生水準が向上したかとの質問に対し、「明らかに向上した」、「向上した」の割合が 93% を占めています。ほとんどの事業場で安全衛生水準が向上しています。このように OSHMS は安全衛生水準の向上に効果のあるシステムです。



(3) OSHMS を構築するための方法は

OSHMS の構築はゼロから始めることはありません。皆さんの事業場では安全衛生法令を遵守し、KY（危険予知）活動や4S活動のような安全衛生活動を実施していることでしょう。このような安全衛生活動をベースとし、次の手順で構築します。

① 事業者による導入宣言

初めて OSHMS を導入する事業場は、事業者がキックオフを宣言します。事業場が一丸となって OSHMS を推進していく機運を高めましょう。

② 体制の整備*

OSHMS を構築し、運用を推進する部署を決めます。一般には安全衛生部門がよいでしょう。また、システム各級管理者、リスクアセスメント担当者、内部監査者など OSHMS 運用に必要な担当者を決めるとともに、研修や OJT 等で人材も育成します。

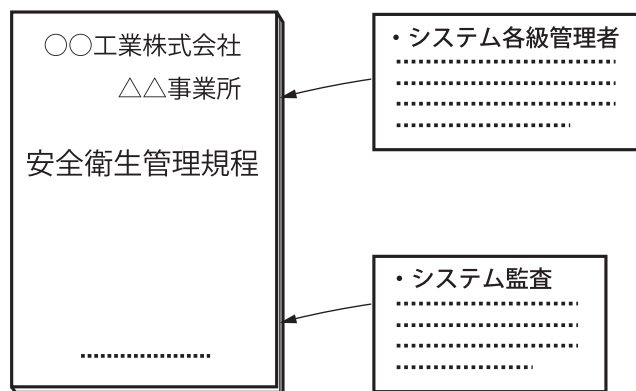
③ 現状把握と構築

事業場が実施している安全衛生管理・活動に関する規程類、記録、実際の活動と指針で要求していることを比較します。指針で要求していることに対して足りない事項を補い OSHMS を構築していきます。

④ OSHMS の運用

事業者が安全衛生方針を表明し、労使で話し合い安全衛生目標を作成します。目標を達成するための安全衛生計画をたて、具体的に運用します。目標の達成度や活動の効果はシステム監査で評価し、必要があれば OSHMS の改善を行います。

※ 同一法人の複数の事業場で一つの OSHMS を運用する場合（5ページ参照）、導入時から複数の事業場で運用するのではなく、まずは本社などの一つの事業場で OSHMS を導入し、適切に運用できるようになった後に展開することをお勧めします。



4. OSHMS 指針改正のポイント

労働安全衛生規則第 24 条の 2 に基づく厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（以下、OSHMS 指針）」（平成 11 年労働省告示第 53 号）が令和元年 7 月 1 日に改正され、同日から適用されました。

今回の OSHMS 指針改正の背景として、

- ① 健康確保への関心の高まり
- ② ISO（JIS Q）45001 および JIS Q 45100 など新たな OSHMS 規格の制定

といった国内外の安全衛生に関する状況の変化があります。



複数の事業場を一の単位とした運用

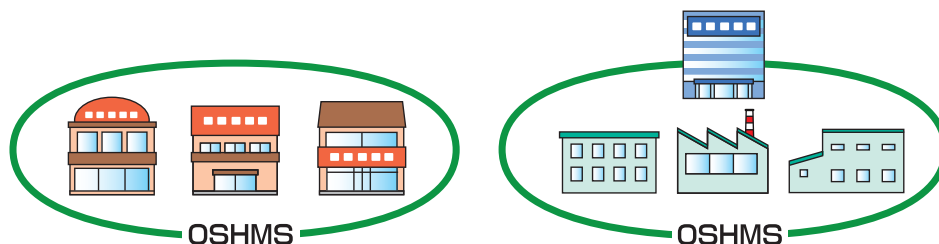
（指針第 4 条、第 7 条、第 8 条関係）

従前の OSHMS 指針では事業場ごとに OSHMS を運用することを基本としていましたが、今回の改正により同一法人の複数の事業場を一つの単位として運用できることが明記されました。

飲食店や小売業といった多店舗展開では、各店舗が独自に安全衛生活動を行っているのではなく、本社の指導に従って活動していることが少なくありません。このような場合は、事業場となる各店舗が独立して OSHMS を運用するよりは、本社がシステムを定めて各店舗がそれを運用する方が実務的と考えられます。



事業場単位で運用



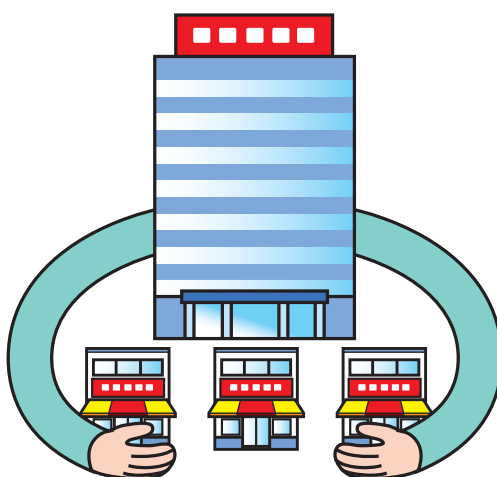
同じ法人の複数の事業場

この改正によって多店舗を展開している第三次産業においても OSHMS の導入が促進され、労働災害の減少につながる事が期待されます。もちろん、製造業をはじめとする他の業種でも、同様に運用することが可能です。

ただし、法人が同一である複数の事業場を一の単位とした運用の場合は、次の点に注意してください。

1. 本社の事業場のシステム各級管理者に加え複数の事業場を統括管理できる者をシステム各級管理者として本社などに配置することとなります。例えば、多店舗展開型企業の場合は、本社の経営層、安全衛生担当者、エリア担当者、各店長等がシステム各級管理者となることが考えられます。これにより本社が定めたシステムを各店舗で齊一的に運用することが可能になります。
2. OSHMS の運用範囲が事業場単位であるか、複数の事業場であるか、文書にて明確に定める必要があります。

なお、指針第 4 条の改正により、複数の事業場で一つの OSHMS を運用することが可能となりましたが、労働安全衛生法令は事業場単位で運用するものであることから、労働安全衛生規則第 87 条の 2 に基づく認定は従前どおり事業場ごとに行われます。既に同規則に基づく労働基準監督署長の認定を受けた事業場は、当該事業場単位で OSHMS を運用する必要があります。



本社に全体を統括するシステム各級管理者を配置する

ポイント 2

幅広い業種での導入・運用を明示

(指針第 7 条関係)

従前は「生産・製造部門、安全衛生部門等」としていましたが OSHMS が第三次産業を含めた幅広い業種で導入、運用されることを想定し、システム各級管理者が属する事業実施部門として「製造、建設、運送、サービス等の事業実施部門、安全衛生部門等」に改正されています。

ポイント 3

化学物質リスクアセスメントの実施

(指針第 10 条関係)

平成 26 年の労働安全衛生法改正により化学物質のリスクアセスメントが義務化され、労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に従ってリスクアセスメントを実施することとされたことを踏まえ、OSHMS においても実施すべき事項として追記されました。

ポイント 4

健康の保持増進のための活動の実施

(指針第 12 条関係)

近年の心身の健康の確保・増進の関心の高まりを背景として、安全衛生計画に含むべき事項として次の 2 点が追加されました。

1. 「健康の保持増進のための活動の実施に関する事項」
2. 現行の安全衛生教育に加えて「健康教育の内容及び実施時期に関する事項」

